第●●●号

●年●月●日

　●●　●●　殿

株式会社●●●●

　　●●　●●

公益通報者対応業務従事者の指定書・誓約書

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第11条第1項及び「内部通報に関する内部規程」（●年●月●日●●号。以下「内部規程」という。）第●条第●項の規定に基づき、貴殿が内部通報対応業務を行う期間において、下記のとおり、貴殿を公益通報対応業務従事者に指定します。

記

当社は、【部署名・役職名】の貴殿を、【内部公益通報受付窓口の名称（「●●窓口」「●●ホットライン」などの名称を記載）】に対してなされた通報について／案件番号●●に関する内部通報対応業務の一切について】、【●●窓口の担当者である期間において／案件番号●●に関する内部通報対応業務の終了までの期間において、】公益通報対応業務従事者（内部規程第●条第●項）に指定します。

公益通報者保護法上、公益通報対応業務従事者、又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない（公益通報者保護法第12条）こととされており、当該規定に違反した場合は、30万円以下の罰金の対象となります（公益通報者保護法第21条）。この守秘義務は、従事者として指定される期間はもとより、従事者指定が解除された後であっても遵守しなければなりません。

このことを踏まえ、公益通報に関する情報については、慎重な取扱いをしてください。

以上

　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－　－

私は上記事項についての説明を受けました。公益通報対応業務従事者として指定される期間はもとより、公益通報対応業務従事者ではなくなった後においても、公益通報者保護法第12条に定める守秘義務を守ることを誓約いたします。

　　　　　　　年　　月　　日

社員番号：

所属部・課：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：